◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

自治体名	明石市	加古川市	堺市
条例の形態	１本化	１本化	１本化
条例の名称	『手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』	『加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例 』	『堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』
	前文　手話は言語である すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にあってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。 中でも、ろう者にあっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。 平成１８年に国際連合で採択され、平成２６年１月に日本が批准したことにより、同年２月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。 同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。	前文　手話が言語であることを理解する わたしたち人間は、言語をはじめとする多様なコミュニケーション手段を使用し、人とつながることで、社会生活を営み、文化を創造してきた。 コミュニケーション手段の一つである言語は、知識を蓄え、自分自身の意思を表明し、他者との相互理解を深めるのみならず、特に、近年多発している震災などの災害時においては、生命を守るうえで欠かせないものである。 そのような言語には、音声言語、手話、その他の形態の非音声言語がある。独自の言語体系を有する手話は、ろう者にとって自分らしく生きていくうえで必要な母語であり、かつ、コミュニケーションを図るには不可欠な手段である。しかしながら、過去において手話は言語として認められず、手話による教育が事実上禁止されてきた歴史があった。そのため、ろう者は、必要な情報を得ることや他者とコミュニケーションを取ることが難しく、日常生活や社会生活を営むうえで、さまざまな不便や苦労を余儀なくされてきた。 このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明確に定められた。わたしたち市民は、これまでの経緯を踏まえ、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活や社会生活を営むた めに大切に受け継いできた言語であることへの理解の普及に努めなければならない。	前文　（題名無し、本文のみ） 言語は、人々が交流して情報を伝達し、お互いの気持ちを理解し合い、豊かなコミュニケーションを図るための手段であり、コミュニケーションは、人々が生きていくために欠かすことのできないものである。 手話は、音声ではなく身振りを起点とするろう者の言語であり、ろう者は、身振りで表現してコミュニケーションを図り、手話として発展させてきた。しかし、過去に、ろう学校において手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が十分に整備されてこなかったという歴史がある。 平成１８年に国際連合で採択され、平成２６年１月に我が国も批准した障害者の権利に関する条約において、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。また、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）においては、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを旨として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとされるとともに、手話が言語であると位置付けられている。 手話、音訳、要約筆記、点字、触手話、指点字、平易な表現等は、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で欠かすことのできない情報の取得及びコミュニケーションのための手段である。しかし、これまで障害者にとって障害の特性に応じた適切な情報の取得及びコミュニケーションのための手段を選択できる環境は十分に整えられておらず、障害者は、不便又は不安を感じながら生活してきた。 このような状況に鑑み、全ての障害者が日常生活及び社会生活

			において容易に情報を取得することができ、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整備することが必要である。 ここに、堺市は、手話への理解を促進し、手話を始めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより、障害者の社会参加を促進し、全ての市民が、相互に一人ひとりの人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。
	前文　多様なコミュニケーション手段の促進のために 　障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション 手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。 その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人との初歩的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。 多様な人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしあう共生のまち－明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。	前文　障害者のコミュニケーションを促進する 　障害には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの身体障害、知的障害、精神障害その他多様な障害がある。これらの障害がある人が使用する手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図などの視覚情報を活用した分かりやすい表現など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段については、理解や普及が進んでいるとはいえず、その使用の機会が十分に確保されていないため、障害者が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実がある。 このことから、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及は、障害者の多様なニーズに合ったものを自ら選択する機会が確保されるよう行われなければならない。そのためには、コミュニケーション手段の使用環境の整備とともに、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、朗読者などの障害者のコミュニケーションを支援する者（ボランティアを含む。）の確保や養成が求められる。 ここにわたしたち市民は、手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともに、 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を普及させることで、障害の有無にかかわらず、すべての市民のコミュニケーションが円滑に行われ、お互いを理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。	

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第１章　総則 第１条　　目的 この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。	第１章　総則 第１条　　目的 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。 ２ 協議会は、第７条第１項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。 ３ 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。 ４ 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）障害者 （2）コミュニケーション支援従事者等 （3）手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者 （4）公募による市民 （5）その他市長が特に必要と認める者 ５ 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	（章立てなし） 第１条　　目的 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約及び障害者基本法に基づき、手話への理解の促進、手話の普及並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保について基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害者にとって個人の障害の 特性に応じて情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。
	第３条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾 患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 （2）ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 （3）社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 （4）手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケ	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。 （1）障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の 機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障 壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に 日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 （2）ろう者 手話により日常生活及び社会生活を営む聴覚障害者をいう。 （3）障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、 音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図等の視覚 情報を活用した分かりやすい表現その他障害者が日常生活及び社会生活において 使用する意思疎通の手段をいう。 （4）事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害又は社会的障壁（障害者基本法第２条第２号に規定するものをいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 (3) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。 (4) コミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

◆各自治体の条文比較　　【資料２－３】

	ーション支援用具等をいう。 （5）合理的な配慮　障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。 （6）コミュニケーション支援従事者等　手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。	その他の団体（国及び 地方公共団体を除く。）をいう。 （5）合理的配慮　障害者が日常生活及び社会生活において、障害がない者と同等の 権利を行使することを確保するため、必要かつ適当な変更及び調整を行うことを いう。 （6）コミュニケーション支援者　手話通訳士・者（以下「手話通訳者」という。）、 要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳･介助員そ の他障害者の意思疎通の支援等を行う者をいう。 （7）学校等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律- ４ - 第65号）第７条第５項に規定する地域型保育事業を行うものをいう。	⑸ コミュニケーション支援者　手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他のコミュニケーション手段を利用して障害者を支援しながら、障害者と障害者以外の者とをつなぐ者をいう。 ⑹ 合理的配慮　障害者が障害者以外の者と同等の権利を行使することを確保するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、実施に伴う負担が過度でないものをいう。
	第２条　　基本理念 すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は､障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。 ２ 手話等コミュニケーション手段を利用する人（以下「利用者」という。）が有している、障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。 ３ 手話の普及は､手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。	第３条　　基本理念 手話言語への理解は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるとい う認識のもとに普及されなければならない。 ２ 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及は､障害者の多様なニ ーズに適合したものを自ら選択する機会が確保されることを基本として行われなけ ればならない。	第３条　　基本理念 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、かつ、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできたものであるとの認識を持って行われなければならない。 ２ 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、それが障害者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの市民の理解の下、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。
	第４条　　市の責務 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。 （1）公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。 （2）障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行	第４条　　市の責務 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき､手 話言語への理解の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普 及に関する施策を推進するものとする。	第４条　　市の責務 市は、市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及を図るとともに、障害者におけるコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

	うこと。 （３）障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。 （４）利用者、コミュニケーション支援従事者等その他の関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするために行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。		
	第５条　　市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。	第５条　　市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努 めるものとする。	第５条　　市民の役割 市民は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、前条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。
	第６条　　事業者の役割 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニ ケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。	第６条　　事業者の役割 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう 努めるとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による意思疎 通が円滑に行われるよう合理的配慮の提供に努めるものとする。	第６条　　事業者の役割 事業者は、社会において手話が言語であると認識されていること並びに障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保が、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解し、コミュニケーション支援者と連携して障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう、障害者に対し合理的配慮を行うとともに、第４条の規定に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第７条　　施策の策定方針 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。 （1）手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策 （2）コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策 （3）その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策 ２ 市長は、前項に規定する施策を策定する場合においては、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。 ３ 市長は、第１項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。	第７条　　施策の基本方針 市は、第４条の規定による責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本 法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に規定する市町村障害者計画において定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。 （1）手話を学ぶ機会の提供等に関する施策 （2）障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施 策 （3）障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環 境の整備に関する施策 （4）コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策 （5）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策 ２ 市は、前項各号に規定する施策を推進するにあたっては、障害者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。	第８条　　施策の推進方針 市は、第４条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。 ⑴ 市民に対する手話への理解の促進及び手話の普及 ⑵ 障害者が情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備 ⑶ コミュニケーション支援者の育成及び確保 ⑷ 前３号に掲げるもののほか、第１条に規定する目的を達成するために必要な事項 ２ 推進方針は、市が定める市町村障害者計画（障害者基本法第１１条第３項に規定するものをいう。）、市町村障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定するものをいう。）その他障害者のための施策に関する計画と調和のとれたものでなければならない。
			第７条　　滞在者等への対応 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障害者が、情報を取得し、及びコミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境づくりを行うよう努めるものとする。
	第８条　　財政上の措置 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	第８条　　財政上の措置 市は、前条第１項各号に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。	
	第２章　手話言語の確立 第９条　　手話を学ぶ機会の提供 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。 ２ 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。	第２章　手話言語への理解の普及 第９条　　手話を学ぶ機会の提供等 市は、手話言語への理解を普及させるため、ろう者、手話通訳者及び事業者 その他関係機関と協力して、市民が手話に触れ、手話を学ぶ機会を提供するものとする。 ２ 市は、事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行う ものとする。	第１０条　コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する機関、団体等と協力して、市民が手話への理解を深め、及びコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めるものとする。 ２ 市は、公的機関又は事業者が、手話への理解を深め、又はコミュニケーション手段を学ぶための学習会等を開催する場合においては、当該学習会等の開催を支援するものとする。

◆各自治体の条文比較　　【資料２－３】

	第１０条　手話を用いた情報発信等 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を推進するものとする。 ２ 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。 ３ 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。 ４ 市長は、ろう者が手話を身近に使うことができる環境及び手話による情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣及びろう者に対する相談支援活動の支援等を行うものとする。		第１１条　コミュニケーション手段による情報発信 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得することができるようコミュニケーション手段を利用した情報発信を推進するものとする。
	第１１条　手話通訳者等の確保及び養成 市は、ろう者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。		
	第１２条　学校における手話の普及 市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ２ 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。	第３章　障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及 第１０条　障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及 市は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障害者、コミュニケーション支援者及び事業者その他関係機関と協力して、障害の特性 に応じた多様なコミュニケーション手段に対する市民の理解を普及させるため、必 要な措置を講ずるものとする。 ２ 市は、学校等において、幼児、児童、生徒等が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶことができるよう、各学校等の実情に応じた学習機会の確保又はその支援に努めるものとする。	第１３条　学校におけるコミュニケーション手段への理解の促進 市は、コミュニケーション手段への理解の促進を図るため、学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定するものをいう。）において、コミュニケーション手段に接する機会の提供等に努めるものとする。
	第３章　要約筆記・点字・音訳の促進 第１３条　要約筆記等を学ぶ機会の提供 市は、手話等コミュニケーション手段のうち、要約筆記、点字又は音訳（以下「要約筆記等」という。）を必要とする障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、市民に要約筆記等を学ぶ機会を提供するものとする。		

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

第１４条　要約筆記等を利用するための環境整備 市は、障害者が要約筆記等を身近に使うことができる環境及び要約筆記等による情報を入手することができる環境を整備するため、次に掲げる事項についての取組を推進するものとする。 （1）要約筆記等に係るコミュニケーション支援従事者等の派遣及び要約筆記等による情報の利用に関する相談支援活動の支援等 （2）市が主催する講演会等における要約筆記者の配置 （3）地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等への要約筆記者の派遣 （4）市の広報活動及び公的機関が障害者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供 （5）その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項	第１１条　障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備 市は、障害者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得し、円滑に コミュニケーションを図ることができるよう、次に掲げる事項の推進に努めるもの- ６ - とする。 （1）障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による市政に関する情報の 発信 （2）災害時における障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段による避難 等に関する情報の発信 （3）市が主催する講演会その他行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置 （4）聴覚障害者への手話通訳者又は要約筆記者の派遣 （5）その他障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっ ての環境の整備 ２ 市は、事業者が行う障害者への必要な情報の発信及び障害者のコミュニケーショ ンの促進のための合理的配慮の提供について、支援を行うものとする。	
第１５条　要約筆記者等の確保及び養成 市は、要約筆記等の手話等コミュニケーション手段を利用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行うものとする。	第１２条　コミュニケーション支援者等の確保及び養成 市は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障害者が地域社会において安心して生活できるよう、障害者及び関係機関と協力して、コミュニケーション支援者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。	
		第１２条　公共施設等における啓発 市は、広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関において、市民における手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

	第４章　多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進 第１６条　多様な障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮 市は、日常生活又は社会生活において、障害特性に応じたコミュニケーション手段が障害者の年齢及び障害の種別又は状態等に応じてきわめて多様であることに鑑み、手話及び要約筆記等以外の手話等コミュニケーション手段について、利用の促進に関する施策を推進するものとする。 ２ 市は、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。 ３ 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとする。 （1）知的障害及び発達障害の特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュケーション手段 （2）代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）及び重度障害者用意思伝達装置等（重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障害により使用するものであって、まばたき等により操作するものをいう。）によるコミュニケーション手段 （3）その他障害者のコミュニケーション手段として必要な手段		
	第５章　明石市手話言語等コミュニケーション施策指針協議会 第１７条　明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。 ２ 協議会は、第７条第１項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。 ３ 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。 ４ 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。		

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	（1）障害者 （2）コミュニケーション支援従事者等 （3）手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者 （4）公募による市民 （5）その他市長が特に必要と認める者 ５ 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
			第９条　　意見の聴取 　市は、推進方針を策定し、若しくは変更する場合又は第４条の施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。
		第４章　雑則 　第１３条　補則 　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	第１４条　委任 　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

聞き取り先	大津市	米原市	滋賀県
条例の形態	１本のみ	１本のみ	検討中
条例の名称	『大津市手話言語条例』	『手と手をつなぐ　米原市手話言語条例』	検討中
前文	前文　（題名無し、本文のみ） 手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）において明らかにされているように、音声によらず、手や身体の動きなどによって意味を伝える言語である。しかしながら、手話が言語であることはいまだ社会で十分に認識されておらず、それゆえ、手話への理解や手話の普及は十分に進んでいるとはいいがたい。 本市では、国際障害者年（昭和５６年）に滋賀県で全国身体障害者スポーツ大会が開催されたことを契機として多くの手話サークルが結成されてきた。また、これまで、手話通訳者・要約筆記者の派遣や聴覚障害者相談員の設置といった先進的な取組を進めてきた。 国際的に手話が言語であると認められた今こそ、私たちは、これまでにも増して手話への理解を深め、手話を普及させるとともに、手話を必要とする者が安心して暮らすことのできるまちづくりのため、更なる取組を進めていかなければならない。 ここに、手話への理解の促進及び手話の普及についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。	前文　（題名無し、本文のみ） 手話は、手指もしくは体の動きまたは表情を使って視覚的に表現し、ろう者がその意思を表示し、情報を取得し、および相互にコミュニケーションを図るために必要な言語です。ろう者は、物事を考え、知識を蓄え、または文化を創造するために、手話を大切に育んできました。 一方、我が国におけるろう教育の歴史をみると、その初期には手話による教育を中心としていたものの、その後、読話・発語を中心とする口話教育が取り入れられたことにより、ろう教育における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話は言語として認められず、長くその使用が制約された時期がありました。 障害者の権利に関する条約および障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、また平成28年４月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、地域における共生社会の実現のための施策の推進が期待されています。 このような状況を踏まえ、米原市は手話に関する施策を一層推進し、手話やろう者に対する理解を広げるとともに、聴覚障がいの有無にかかわらず市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。	検討中
総則	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の手話の習得および獲得機会の確保を図り、もって手話を使用する市民が安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。	検討中
	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴ろう者手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 ⑵市民等本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）市民 市内に住所を有する者、市内で働く者および学ぶ者をいう。 （２）ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として、日常生活および社会生活を営む者をいう。 （３）事業者 市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいう。	検討中

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第３条　　基本理念 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者でない者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。	第３条　　基本理念 手話に対する理解の促進および手話を使用しやすい環境の構築は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。	検討中
	第４条　　市の責務 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するものとする。	第４条　　市の責務 市は、基本理念にのっとり、手話を使用する市民が手話により自立した生活を営むとともに当該市民の社会参加を促進するため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 ２ 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関および手話に関わる団体と連携し、協力して行うものとする。	検討中
	第５条　　市民等の役割 市民等は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。	第５条　　市民の役割 市民は、相互に手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。	検討中
	第６条　　事業者の役割 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	第６条　　事業者の役割 事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供およびろう者が働きやすい環境を整備するように努めるものとする。	検討中
	第７条　　施策の実施 市は、第４条の規定に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。 ⑴手話により情報を取得する機会の拡大に関する施策 ⑵手話の習得の支援及びコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する施策 ⑶手話通訳者の養成その他の手話による意思疎通の支援に関する施策 ⑷手話を学ぶ機会の提供に関する施策 ⑸前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策	第７条　　施策の推進方針の策定 市は、第４条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。 （１）手話の普及啓発に関する事項 （２）手話の習得および獲得機会の確保に関する事項 （３）手話による情報発信および情報取得ならびに手話を使用しやすい環境の構築に関する事項 （４）手話による意思疎通支援の拡充に関する事項 （５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 ２ 施策の推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。 ３ 市長は、施策の推進方針の策定、実施状況の点検その他手話に関する施策の推進に関する事項については、米原市手話施策推進会議においてその意見を聴くものとする。	検討中
		第８条　　手話を学ぶ機会の確保 市は、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者および手話に関わる団体と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。	検討中

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

		第９条　　学校における手話の普及 　市は、学校での教育活動において、手話への理解を促進し、手話を学ぶ機会および手話に触れる機会の確保に努めるものとする。	検討中
		第１０条　事業者への支援 　市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を構築するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	検討中
		第１１条　災害時の支援 　市は、災害時において、ろう者が必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の発信および意思疎通に必要な支援を講ずるものとする。	検討中
		第１２条　施策の横断的な取組 　市は、手話に関する施策を効果的に推進するため、施策の推進方針に掲げる事項について、部局横断的に取り組まなければならない。	検討中
	第８条　　大津市手話施策推進協議会 　手話に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議するため、大津市手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２協議会は、委員７人以内をもって組織する。 ３委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 ⑴学識経験を有する者 ⑵ろう者が組織する団体から選出された者 ⑶手話通訳者が組織する団体から選出された者 ４委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ５委員は、再任されることができる。 ６前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	第１３条　委任 　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	検討中

◆各自治体の条文比較

聞き取り先	札幌市	小樽市	北海道
条例の形態	２本化	２本化	２本化
条例の名称	『札幌市手話言語条例』 『札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の促進に関する条例』	『小樽市手話言語条例』 『小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例』	『北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例』 『北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例』
前文	前文　（題名無し、本文のみ） 手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語である。 我が国の手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが、長年の間、手話が言語として社会的に認識されることはなく、手話を使用する者は、様々な不安を感じながら生活してきたところである。 こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であることに対する理解は十分なものではない。 ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識を普及するため、この条例を制定する。	前文　（題名無し、本文のみ） 言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声を使わず、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために必要なものとして大切に育んできた。 しかし、これまで長い歴史の中で、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者及び手話を必要とする人は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。 こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として認められ、ろう者及び手話を必要とする人が、あらゆる場面で自由に手話を使える地域社会となるよう取り組むことが求められている。 小樽市に住み、働き、学び、集う全ての人が、手話を言語として理解し、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指し、この条例を制定する。	前文　（題名無し、本文のみ） 手話は、特定の意味、概念等を手指、表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障がい者が自ら生活を営むため大切に育んできた文化的財産である。 平成 23 年の障害者基本法の改正や平成 26 年の障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることについては、いまだ広く道民の理解を得られておらず、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会も乏しいなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。 そのため、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させるとともに、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保することは、極めて重要である。 このような考え方に立って、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話が言語の一つとして尊重され、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。
総則	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指すことを目的とする。	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者（障害者基本法（昭和45 年法律第84 号）第２条第１号に規定する障害者であって、聴覚に同号に規定する障害があるものをいう。以下同じ。）等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、もって手話を使いやすい社会の実現に資することを目的とする。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第２条　　基本理念 　手話が言語であることに対する市民の理解の促進は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、また、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者がその他の者と等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを基本理念として行われなければならない。	第３条　　基本理念 　手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者及び手話を必要とする人は手話による円滑なコミュニケーションを図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として行われなければならない。	第２条　　手話が言語であるとの認識の普及 　道は、市町村、関係団体等と協力して、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であるとの認識を普及させるものとする。
		第２条　　手話の意義 　手話は独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。	第３条　　道民の理解等 　道民は、手話が聴覚障がい者にとって自ら生活を営むために使用する独自の体系を持つ言語であることを理解し、尊重するよう努めるものとする。
	第３条　　市の責務 　市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進するための施策を行うものとする。	第４条　　市の責務 　市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げるとともに、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。 第５条　　市民の役割 　市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。	第４条　　手話を習得する機会の確保 　道は、市町村、関係団体等と協力して、聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会を確保するよう努めるものとする。
	第４条　　市民の役割 　市民は、基本理念に対する理解を深め、前条の市の施策に協力するよう努めるものとする。		
			第５条　　学校への支援 　道は、聴覚障がい者が在籍する学校（学校教育法（昭和22 年法律第26号）第１条に規定する学校をいう。）において児童等及び職員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該学校に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
	第５条　　事業者の役割 　事業者は、第３条の市の施策に協力するよう努めるものとする。	第６条　　事業者の役割 　事業者は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	第６条　　事業者への支援 道は、聴覚障がい者が勤務する事業所において従業員が手話を習得する機会の確保を図るため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

		第７条　　施策の推進 　市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。 ⑴ 手話に対する理解及び普及に関する施策 ⑵ 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策 ⑶ 手話による円滑なコミュニケーションの拡充に関する施策 ⑷ 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策 ２ 市は、施策の推進に当たっては、ろう者、手話を必要とする人、手話通訳者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。	
		第８条　　財政上の措置 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
		第９条　　委任 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

聞き取り先	札幌市	小樽市	北海道
条例の形態	２本化	２本化	２本化
条例の名称	『札幌市手話言語条例』 **『札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の促進に関する条例』**	『小樽市手話言語条例』 **『小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例』**	『北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例』 **『北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例』**
前文	前文　（題名無し、本文のみ） 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。 平成２３年の障害者基本法の改正においては、障がい者の意思疎通手段についての選択の機会の確保等が、共生社会の実現を図るための基本原則の一部として位置付けられたが、その機会が十分に確保されるに至っていない。 私たちは、障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により、情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境づくりを進めていかなくてはならない。 私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。	前文　（題名無し、本文のみ） 私たちが日常生活を営む上で、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。 しかしながら、障がいのある人の多くは、生活に必要な情報の取得や周りの人とのコミュニケーションが困難な場面があり、日常生活に不安を抱えながら生活している。 平成２６年１月に国が批准した障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがあると規定し、同条約を基に改定された障害者基本法において、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められている。 さらに、平成２８年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション手段についての合理的配慮が社会の中で求められている。 小樽市においても、これらの法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が、障がいの特性に応じた手段を用いて容易に情報を取得し、コミュニケーションを図ることができる環境を整備することが不可欠である。 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の選択と利用の機会を確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、小樽市に住み、働き、学び、集う全ての人が、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指し、この条例を制定する。	前文　（題名無し、本文のみ） 全ての人々にとって、日常生活を営む上で意思疎通を円滑に行うことは、必要不可欠である。 障がい者が意思疎通のために使用する手段には、障がいの特性に応じ、点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在する。 これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通を支援する者等が必要とされる。 しかしながら、障がいの特性に応じた多様な手段があることについて人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はいまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。 それらの社会的障壁を解消するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進、多様な手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備、多様な手段を活用した情報保障の推進並びに意思疎通を支援する者の養成等の推進について、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通を支援する者、関係団体及び事業者が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。 このような考え方に立って、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。	（章立て無し） 第１条　　目的 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策の基本的な方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指すことを目的とする。	第１章　総則 第１条　　目的 この条例は、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、もって障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。
	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい者　身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 社会的障壁　障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段　手話（触手話及び弱視手話を含む。）、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。 (4) 合理的配慮　個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、平易な表現、代用音声（喉頭摘出等により使用するものをいう。）その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。 (3) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助する者をいう。 (4) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。 (5) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい 障害者基本法（昭和45 年法律第84 号）第２条第１号に規定する障害をいう。 (2) 障がい者 障害者基本法第２条第１号に規定する障害者をいう。 (3) 社会的障壁 障害者基本法第２条第２号に規定する社会的障壁をいう。 (4) 意思疎通手段 障がい者が視覚、聴覚又は触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段をいう。 (5) 意思疎通支援者 意思疎通手段を使用する障がい者の意思疎通を支援する者をいう。 (6) 情報保障 障がい者に対して障がい者でない者と同等の情報を確保することをいう。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第３条　　基本理念 障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 ⑴ 障がい者は、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。 ⑵ 障がい者と障がい者でない者が互いにその違いを理解し、人格と個性を尊重すること。 ⑶ 障がい者が、可能な限り、情報を取得し、及びコミュニケーションをするための手段を自ら選択できること。 ⑷ 障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその利益を享受する主体であること。 ⑸ 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。	第３条　　基本理念 第１条に規定する地域づくりの実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 ⑴ 障がいのある人が情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。 ⑵ 障がいのある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。	第３条　　基本理念 障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民がその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない。 ２ 障がい者の意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
	第４条　　市の責務 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進するための施策を推進するものとする。 ２　市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。	第４条　　市の責務 市は、市民及び事業者に対し、前条に掲げる基本理念（以下単に「基本理念」という。）に対する理解を広げるとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。 ⑴ コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策 ⑵ 障がいの特性に応じた手段による情報の取得及びコミュニケーション手段の利用がしやすい環境の整備に関する施策 ⑶ 市民及び事業者が適切な合理的配慮を行うことができるような支援に関する施策	第４条　　道の責務 道は、前条に定める基本理念（次条から第８条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。 ２ 道は、前項の施策の推進に当たっては、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図るものとする。 ３ 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
	第５条　　市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。	第５条　　市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深め、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。	第５条　　道民の役割 道民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があること及びこれらが障がい者にとって日常生活を営む上で必要不可欠なものであることについての理解を深めるとともに、障がい者との円滑な意思疎通のための必要な配慮に努めるものとする。
			第６条　　障がい者の役割 障がい者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

			第７条　意思疎通支援者等の役割 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段についての道民等の理解の促進に努めるほか、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障がい者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。
	第６条　事業者の役割 事業者は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 ２　事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。	第６条　事業者の役割 事業者は、基本理念に対する理解を深め、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。 ２ 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。	第８条　事業者の役割 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
			第９条　市町村との連携等 道は、障がい者の意思疎通の支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた障がい者の意思疎通の支援に関する取組に対して連携協力するとともに、障がい者の意思疎通の支援に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。
	第７条　理解促進 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段に対する市民の理解を促進するため、障がい者及びその支援者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。 （1）障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発 ⑵ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供 ⑶ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組への支援	第７条　施策の推進 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。 （1）コミュニケーション手段の理解及び普及に関する施策 ⑵ コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策 ⑶ コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策 ⑷ 市民及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策 ⑸ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策 ２ 市は、施策の推進に当たっては、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。	第２章　障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策 第１０条　施策の基本方針 道は、次に掲げる基本方針に基づき、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。 （1）意思疎通手段についての道民等の理解の促進を図ること。 （2）障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備を図ること。 （3）障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ること。 （4）意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ること。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第８条　　利用促進 　市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、障がい者及びその支援者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。 　⑴ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を拡大するための施策 　⑵ コミュニケーション支援者（障がい特性に応じたコミュニケーション手段によるコミュニケーションを支援する者をいう。）を確保し、又は養成するための施策 　⑶ その他障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するために必要な施策 ２　市は、障がい者等が市政に関する情報を取得し、利用することができるよう、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を用いた速やかな情報提供に努めるものとする。		第１２条　理解の促進 　道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の促進を図るため、当該意思疎通手段の種類、特徴及び活用の方法並びに障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁について、道民等に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。 　第１３条　意思疎通手段の確保等 　道は、障がいの特性に応じた多様な思疎通手段の確保を図るため、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。 ２ 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が使いやすい環境の整備を図るため、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。 　第１４条　情報保障の推進 　道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図るため、これらによる情報発信の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。 　第１５条　意思疎通支援者の養成等の推進 　道は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図るため、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
	第９条　　滞在者等への配慮 　市は、前条の施策を行うに当たっては、本市を来訪し、又は本市に滞在する障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。		
	第１０条　施策の推進 　市は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に基づく障害者計画において、第７条及び第８条の施策に関する基本的な方針を定めるものとする。 ２　市は、第７条及び第８条の施策を行うに当たり、必要に応じて障がい者等の意見を聴くものとする。		第１１条　北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取 　知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者策推進審議会条例（昭和46 年北海道条例第20 号）第２条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第１１条　財政上の措置 　市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第８条　　財政上の措置 　市は、前条第１項各号の施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。	第１６条　財政上の措置 道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
		第９条　　委任 　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

聞き取り先	京丹後市
条例の形態	２本化（予定）
条例の名称	『京丹後市手話言語条例骨子（案）』 『京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例骨子（案）』
前文	前文　（検討中）
	（検討中） 目的 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、手話が言語であるとの認識を普及することを目的とする。
	基本理念 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるという認識の下、ろう者をはじめ、聞こえに障害のある人その他の手話を必要とする人がコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提として全ての市民が相互に人格と個性を尊重され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを基本として行わなければならない。
	市の責務 市は基本理念に基づき、言語としての手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するものとする。
	市民等の役割 市民及び事業者は、基本理念に関する関心と理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

◆各自治体の条文比較　　【資料２－３】

聞き取り先	京丹後市
条例の形態	２本化（予定）
条例の名称	『京丹後市手話言語条例骨子（案）』 **『京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例骨子（案）』**
前文	前文　（検討中）
	（検討中） 目的 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を明らかにするとともに施策の基本的な事項を定めることによりその施策を総合的に推進し、全ての市民が、障害の有無や程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら誰もが繋がり合い、地域のまちづくりを担う一員として力を合わせ、共生社会を実現することを目的とする。
	基本理念 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が多様な障害の特性と障害による社会的障壁を踏まえ、それぞれのコミュニケーション手段の重要性を理解し、情報の取得または利用のための手段についての選択する機会が確保されるとともに、全ての市民が相互に人格と個性を尊重され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを基本として行わなければならない。
	市の責務 市は基本理念に基づき、共生社会の実現を目指し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとする。
	市民の役割 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	事業者の役割 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、その従業者である障害者及び当該事業を利用する障害者の障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通ができる環境となるよう合理的配慮の提供に努めるものとする。
	施策の基本方針 市は、この条例の市の責務を果たすため次に掲げる施策を推進するものとする。 ① 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解の促進に関すること。 ② 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に関すること。 ③ コミュニケーション支援従事者等の確保に関すること。 ④ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信と支援に関すること。 ⑤ 市内小中学校や保育所、認定こども園、事業者等が行う障害の特性に応じたコミュニケ ーション手段の利用に関する理解の促進に係る活動の支援に関すること。 ⑥ 市職員に対し、障害の合理的配慮をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーションに関 する研修の実施に関すること。
	施策の推進 市は前条の施策の基本方針に基づいた施策の推進について、事業者や団体等から実態の情報収集を行い、「京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会」等において意見を聴くものとする。

◆各自治体の条文比較　　【資料２－３】

聞き取り先	鳥取県
条例の形態	２本化
条例の名称	**『鳥取県手話言語条例』** 『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』（通称：あいサポート条例）
前文	前文　（題名無し、本文のみ） 　ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。 　わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和８年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。 　その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。 　しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。 　鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。 　手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。
	第１章　総則 　第１条　　目的 　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。
	第２条　　手話の意義 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。
	第３条　　基本理念 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。
	第４条　　県の責務 　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。 ２ 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
	第５条　　市町村の責務 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

	第６条　　県民の役割 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 ２ ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 ３ 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
	第７条　　事業者の役割 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
	第２章　手話の普及 第８条　　計画の策定及び推進 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第２項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 ２ 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ３ 知事は、第１項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。
	第９条　　手話を学ぶ機会の確保等 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。 ２ 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。
	第１０条　手話を用いた情報発信等 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。 ２ 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。
	第１１条　手話通訳者等の確保、要請等 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。
	第１２条　学校における手話の普及 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ２ ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。 ３ 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
	第１３条　事業者への支援 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。
	第１４条　ろう者等による普及啓発 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。
	第１５条　手話に関する調査研究 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

	第１６条　財政上の措置 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
	第３章　鳥取県手話施策推進協議会 第１７条　設置 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （1）第８条第２項の規定により、知事に意見を述べること。 （2）この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。
	第１８条　組織 協議会は、委員10人以内で組織する。
	第１９条　委員 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。 ２ 委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３ 委員は、再任されることができる。
	第２０条　会長 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 ２ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 ３ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
	第２１条　会議 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 ２ 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
	第２２条　庶務 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。
	第２３条　雑則 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

◆各自治体の条文比較　　【資料２－３】

聞き取り先	鳥取県
条例の形態	２本化
条例の名称	『鳥取県手話言語条例』 **『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』（通称：あいサポート条例）**
前文	前文　（題名無し、本文のみ） 「この子らを世の光に」は、本県出身で、滋賀県において知的障がい児施設である近江学園を創設したことをはじめとして、日本の障がい福祉の礎をつくりあげ、障がい福祉の父と呼ばれた糸賀一雄の語った言葉である。 この言葉は、知的障がいのある子どもたちを同情や哀れみの目で見るのではなく、一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれが個性を持った人間であることを認め合える社会をつくろうという思想を表したものと捉えられる。 本県では、このような糸賀一雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。 全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。
	第１章　総則 第１条　　目的 この条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに県民及び事業者の役割を定めるとともに、これらの者が相互に連携し、及び協力して、障がい者に対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現に資することを目的とする。
	第２条　　定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害をいう。 （2）障がい者 障害者基本法第２条第１号に規定する障害者をいう。 （3）障がい者情報アクセシビリティ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。 （4）コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障がい者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。
	第３条　　基本的な考え方 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。 （1）全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。 （2）障がいを理由とする差別の解消を図ること。 （3）障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。 （4）災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。 （5）地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

◆各自治体の条文比較

【資料２－３】

	第４条　　県の責務 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。 （1）全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。 （2）障がいを理由とする差別の解消を図ること。 （3）障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。 （4）災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。 （5）地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。
	第５条　　市町村の責務 市町村は、基本方針にのっとり、第４章、第５章及び第６章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。
	第６条　　県民の役割 県民は、基本方針にのっとり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。
	第７条　　事業者の役割 事業者は、基本方針にのっとり、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。
	第８条　　財政上の措置 県は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
	第２章　障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進 第９条　　あいサポート運動の推進 県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動（以下「あいサポート運動」という。）を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。 ２ この条例に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、知事が別に定める。
	第１０条　あいサポーター 県は、あいサポート運動を実践しようとする者からの申出に基づき、あいサポート運動に参加していることを示す記章（以下「あいサポートバッジ」という。）を交付する。 ２ あいサポーター（あいサポートバッジの交付を受けた者をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 （1）障がいの特性及びそれに応じて必要とされる配慮並びに障がい者への支援に必要となる事項についての理解をより一層深めること。 （2）支援を必要とする障がい者に対し、自ら率先して支援を行うこと。 （3）あいサポートバッジを着用し、障がい者が支援を求めやすいよう配慮すること。 （4）あいサポート運動の普及及び啓発を行うこと。

	第１１条　あいサポート企業等 県は、あいサポート運動を実践しようとする企業又は団体からの申請に基づき、当該企業又は団体をあいサポート運動を実践する企業又は団体として適当と認めたときは、これを証する書面を交付する。 ２ あいサポート企業等（前項の書面の交付を受けた企業又は団体をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 （1）従業員があいサポート運動を理解するための研修に取り組むとともに、当該研修の修了者にあいサポートバッジを配布し、その着用を推奨すること。 （2）事務所、店舗、自動車その他の見やすい箇所にあいサポート運動への参加を啓発するステッカー又は印刷物を掲示すること。 （3）前２号に掲げるもののほか、あいサポート運動の普及を促進する取組を実施すること。
	第１２条　記章等を着用する障がい者への対応 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めるものとする。 ２ 県は、前項の取組を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。
	第３章　障がいを理由とする差別の解消 第１３条　障がい者差別解消相談支援センターの設置 県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口（以下「障がい者差別解消相談支援センター」という。）を設置する。 ２ 県は、障がい者差別解消相談支援センターにおいて障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 （1）専門的知見を活用した相談者への助言 （2）国、県、市町村等が設置する障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う機関その他の関係機関の紹介 （3）その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 ３ 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 ４ 前３項に定めるもののほか、障がい者差別解消相談支援センターの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。
	第１４条　差別の解消に向けた啓発活動等 県は、障がいを理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、必要な啓発活動を行うとともに、事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第８条第２項に規定する社会的障壁の除去への取組を促進するものとする。

	第４章　障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケ-ション手段の充実 第１５条　県の取組 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。 （1）視覚に障がいがある者（第３号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （2）聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （3）視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （4）言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （5）知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （6）精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第５条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （7）発達障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第２条第２項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （8）前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。 ２ 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。 ３ 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。 （1）視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施 （2）手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実 （3）障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営 （4）障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援
	第１６条　市町村の取組 市町村は、基本方針にのっとり、前条の規定に準じて障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に努めるものとする。

	第１７条　県民の取組 県民は、障がい者との意思疎通に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。 （1）視覚障がい者に対しては、音声、点字、手書き文字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （2）聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （3）盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （4）言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （5）知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （6）精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （7）発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。 （8）前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。
	第１８条　事業者の取組 事業者は、従業員が障がい者と意思疎通を図るときは、前条の規定に準じて、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いさせるよう努めるものとする。
	第５章　災害時における障がい者の支援 第19条　防災対策に係る支援 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。
	第20条　災害に備えた支え愛の地域づくり 県及び市町村は、自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）を行うことができる関係を地域社会において築く取組（以下「支え愛の地域づくり」という。）を推進するよう努めるものとする。 ２ 県及び市町村は、災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対し適切に支援が行われるよう、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成への支援に努めるものとする。 ３ 県及び市町村は、支え愛の地域づくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動の支援に努めるものとする。

	第21条 災害発生時の対応 市町村は、災害が発生した場合において、障がい者に避難を始める判断の参考となる情報、避難所に関する情報その他の災害から身を守るために必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を伝えるときは、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。 （1）視覚障がい者に対しては、音声、点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （2）聴覚障がい者に対しては、文字、手話言語、筆談その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （3）盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （4）知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すことその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （5）精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （6）発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。 （7）前各号に掲げるもののほか、障がい者に災害関連情報を伝えるときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。 ２ 前項に定めるもののほか、市町村は、災害が発生した場合における障がい者の安全の確保に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。 （1）自力での避難が困難な障がい者が、安全に避難できるようにすること。 （2）言語機能又は音声機能に障がいがあって自ら助けを求められない障がい者に対し、速やかに安否の確認を行い、安全に避難できるようにすること。 （3）障がい者の安否の確認を行うときは、障がい者に対する支援を行う団体（以下「障がい者支援団体」という。）その他の関係者と必要に応じて連携し、速やかに行うこと。 （4）人工透析その他の医療を要する状態にある障がい者が、人工透析の実施その他の必要な支援を受けられるよう、必要に応じて医療機関その他の関係者と連携すること。 （5）障がい者が自ら災害関連情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティを保障すること。

	第２２条　避難所での生活 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。 （1）視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。 （2）聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、掲示板への掲示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。 （3）盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。 （4）知的障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。 （5）精神障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。 （6）発達障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。 （7）人工透析が必要な障がい者に対しては、障がいに応じた適切な食事を提供できるよう配慮すること。 ２ 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。 ３ 第１項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。 ４ 前３項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。
	第２３条　被災後の支援 市町村は、被災した障がい者の生活の安定を図るため、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者の心のケア、生活に係る相談その他の必要な支援に努めるものとする。
	第６章　障がいを理由とする差別の解消 第２４条　福祉サービスの充実等 県及び市町村は、障がい者福祉に係る施策の拡充その他障がい者に対する福祉サービスの充実に努めるものとする。 ２ 県及び市町村は、障がい者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、相談支援の充実その他必要な支援に努めるものとする。 ３ 障がい者に対する福祉サービスの提供又は相談支援を行う事業者は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。 ４ 県及び市町村は、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対し、関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

	第２５条　障がい者虐待防止の促進 県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第２条第４項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。 ２ 前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。
	第２６条　医療を要する障がい者への支援 県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。 ２ 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。
	第２７条　教育環境の整備 県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。 ２ 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。 ３ 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。 ４ 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。
	第２８条　福祉教育の機会の確保 県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。 ２ 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。
	第２９条　障がい者の就労の促進等 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 （1）企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。 （2）就労移行支援事業所（障害者総合支援法第５条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第５条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 ２ 事業者は、前項第１号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努める ものとする。 ３ 就労継続支援事業所は、第１項第２号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

	第３０条　障がい者文化芸術の推進 県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。 ２ 県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 （1）県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。 （2）障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいよう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。 （3）障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。 ３ 県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。
	第３１条　障がい者スポーツの推進 県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。 ２ 県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 （1）県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。 （2）本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。 （3）障がい者が安全かつ安心にスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。 （4）障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。 ３ 県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。